

令和2年度保健管理年報

【保健管理センター令和2年度業務実績資料集】

令和 3 年 7 月 28 日

国立大学法人東京外国語大学

保健管理センター

はじめに

東京外国語大学保健管理センターでは、本学における学生及び教職員の健康の保持・増進を図ることを主目的として、全学共通施設として、本学の保健管理及び安全衛生管理に関する専門的業務を行っております。

その業務は主として「健康診断」・「プライマリーケア」・「教育啓蒙」・「安全衛生管理」から成ります。まず「健康診断」では、学生・留学生・教職員への入学および定期健康診断の実施とその個人指導を含めた事後措置を行っており、「プライマリーケア」では心身の健康において内科・精神科・応急措置等の対応を行っております。また「教育啓蒙」では健康保持増進とその管理に向けて取り組んでおり、「安全衛生管理」では大学内の安全衛生の保持増進に努め、教職員の労務管理に関する対応を行っております。

令和2年度は、令和元年12月に中国湖北省武漢で発生した新型コロナウイルス感染症が令和2年2月より世界的流行を来たし、わが国でも新型コロナウイルス感染症が蔓延するようになり緊急事態宣言が発出される中で、春学期の始まりを迎える未曾有の年度始めとなりました。大学春学期は「全面オンライン授業」で授業が開始となり、緊急事態宣言や国民の感染症対策により新型コロナ感染症の蔓延防止にかろうじて歯止めをかけられる様な社会となりました。7月には緊急事態宣言は解除され、秋学期からは「学び」の継続のため、学生・教職員の全員がコロナ禍でも「新しい生活様式」を取り入れ、マスク着用・手指消毒等の感染対策を励行し、3密（密集・密接・密閉）を避け、大学での学生活動を維持できるように様々な対策や工夫を行い、安心・安全な大学生活を過ごせるよう保健管理センターとしても健康管理・安全衛生管理に尽力してまいりました。

本年報は、毎年度ごとの保健管理および安全衛生管理の点検評価として例年発刊しており、その在り方と方向性を検討する資料として、これまでより作成してまいりました。コロナ禍であった昨年度をまとめた本年報での健康診断やプライマリーケア利用等を含む業務実績は、毎年度までの報告と比較して受診者数の減少が目立っておりますが、また逆にコロナ禍におけるメンタルヘルス不調に伴う相談者数の増加等が見受けられ、コロナ禍による大学や特に学生への影響を多分に受けている実績になっているとも解釈できます。本年報の業務実績をこれまでのものと単純に数字のみで比較することは大変難しいと考えられますが、この世界的パンデミックの影響を受けた大学や学生生活における本保健管理センターでの取り組みを年報として集約することは、これまで同様に極めて重要な意味があるものと考えます。

本年報がまた、今後の大学保健管理センターとしての方向性を検討する資料として活用していきたいと思います。

令和3年7月吉日

国立大学法人 東京外国語大学 保健管理センター
所長・副学長 武田 千香
学校医・産業医 山内 康宏
看護師 平戸 美絵

【目 次】

[はじめに]

[I . 目標と計画]

1. 東京外国語大学の将来構想・グランドデザイン(抜粋:保健管理関連事項)4
2. 国立大学法人東京外国語大学中期目標 平成28年度～33年度(抜粋:保健管理関連事項)5
3. 国立大学法人東京外国語大学中期計画 平成28年度～33年度(抜粋:保健管理関連事項)7
4. 令和2年度国立大学法人東京外国語大学年度計画(抜粋:保健管理関連事項)9

[II . 管理運営]

1. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程12
2. 東京外国語大学保健管理センター教員選考に関する小委員会要項15
3. 個人情報の取り扱いに関する保健管理センターガイドライン16
4. 保健管理センターにおける個人情報の利用目的について17

[III . 各種健康診断等事業]

1. 各種健康診断の日程・内容・対象19
2. 春季定期健康診断・入学時健康診断・秋季健康診断(合算)20
3. 春季新入学生の健康診断受診状況(III-2表の一部抜粋)21
4. 外国人留学生健康診断21
5. 職員健康診断・人間ドック22
6. 健康診断証明書発行22

[IV . プライマリケア]

1. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(学生利用者数)24
2. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(職員利用者数)26
3. 精神神経科28

[V . 各種教育啓蒙事業]

1. 各種教育啓蒙事業の日程・目的・内容・対象30
2. アルコール(エタノール)パッチテスト(中止)30
3. 保健管理センターホームページ・メール相談概要31
4. メール相談利用実績(件数)32
5. 「ほけせん便り」発行概要32

I . 目標と計画

I-1. 東京外国語大学の将来構想・グランドデザイン(抜粋:保健管理 関連事項)

2002年9月25日評議会承認

2007年1月改訂

・・・・・地球社会化時代の未来を拓く教育研究の拠点大学をめざして・・・・・

本学学則はその第1条で本学の基本目的を次のように謳っている。「外国の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して外国に関する理解を深めることを目的とする」。知のありかたや大学をめぐる状況が急速に変化しつつある現在、この本学の基本理念を新しい時代にふさわしい形で実現していくために私たちは何をなすべきか。このグランドデザインはこうした問題意識にもとづき、1年余におよぶ全学的な議論を経て策定された。私たちは、このグランドデザインで提示されている方向性を導きの糸としつつ、すべての知恵と力を結集して本学の将来を切り開いていかなければならない。

I 拠点大学化

1. 世界諸地域の言語・文化・社会に関する高等教育の拠点
2. 世界諸地域の言語・文化・社会に関する学際的かつ先端的な研究拠点
3. 日本語教育研究の世界的な拠点

II 国内外の大学連携等による教育研究の高度化推進

III 国内外における社会連携の展開

IV 豊かな学生生活の実現

1. 日本人学生と外国人学生が共学・協働する多言語・多文化交流キャンパスの実現
2. 修学・就職・保健・生活面における多元的な学生支援体制の確立

学生相談室、グローバル・キャリア・センター、保健管理センターなどを中核として、TA制度、オフィス・アワーなどを活用して、学生が心身ともに健全で充実した学生生活が送れるよう、多角的・複合的な学生支援システムを整備する。とりわけ留学生については、寄宿施設、交流施設、学生チューター制度を充実するとともに、奨学金制度を始めとする支援体制を拡充する。また、障害を持った学生が快適な学生生活を送ることができるバリアフリーな環境を整備する。

3. 学生との協働による充実した教育及び学生生活の確立
4. 卒業生およびその他の修了生との内外ネットワークの強化

V 拠点大学としての基礎整備

I-2. 国立大学法人東京外国語大学中期目標 平成28年度～33年度(抜粋:保健管理関連事項)

平成28年3月1日文部科学大臣提示

(前文)大学の基本的な目標

世界諸地域と日本を結ぶ教育研究拠点大学

世界の言語・地域の理解を基盤とし、異文化間の対話と相互理解、

地球社会における人々の共存・共生に寄与する東京外国語大学

東京外国語大学は、1873年に建学された東京外国語学校の使命を引き継ぎ、外国の言語とそれを基底とする文化一般を研究・教授し、言語を通して外国に関する理解を深めることを目的として、日本と世界諸地域を結ぶ人材を養成してきた。

やがて建学150周年を迎えるにあたり、世界諸地域の言語・文化・社会に関する高等教育の中心として、また、学際的研究拠点としての役割をさらに明確にする。すなわち、広い視野と優れた言語運用能力、世界の諸地域に関する深い知識を備え、異文化間の相互理解に寄与し、日本と世界を結ぶ人材、地球的課題に取り組むことのできる人材の養成を目指すとともに、世界の最先端の水準をもつ研究成果を発信する。

教育においては、日本のグローバル化を先導する大学として、キャンパスのグローバル化や、海外の教育機関と連携した世界の言語・文化・社会の教育研究を通じて、地球的課題に取り組み、世界諸地域の人々と協働できる多言語グローバル人材を養成する。また、日本社会の文化的発信力を強化する教育研究の機能を高めるために、国際的視野からの日本研究を推進し、留学生教育の拠点として国内外の教育機関と連携する。

研究においては、グローバルな視点に基づく世界諸地域の政治・経済・社会、文化・諸言語の研究並びに日本及び日本語に関する研究を推進する。また、共同利用・共同研究拠点として、アジア・アフリカ地域の諸問題及び諸言語に関する研究をリードし、研究蓄積を情報資源化する事業を国内外の研究機関・研究者とともに推進する。

社会貢献においては、自治体や民間企業、各種NGOと多面的に協働し、世界諸地域・諸言語に関する知識や研究成果と、多文化共生社会の実現をめぐる具体的課題とを結ぶ社会実装教育に取り組む。また、知識社会における生涯教育やリカレント教育のニーズに積極的に応え、大学が中心となって市民社会の文化的活性化を図る。

このようにして本学は、これまで培ってきた日本を含む世界諸地域の知識・経験をもとに、多面的な大学連携を推進する「ネットワーク中核大学」として、高等教育全体のグローバル化を牽引し、地球社会における人々の共存・共生に寄与する。

◆ 中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

2016(平成28)年4月から2022(平成34)年3月まで

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部及び研究科等並びに別表2に記載する共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く。

別表1(学部、研究科等)

学部	言語文化学部 国際社会学部
研究科	総合国際学研究科

別表2(共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点)

【共同利用・共同研究拠点】 アジア・アフリカ言語文化研究所
【教育関係共同利用拠点】 留学生日本語教育センター

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

- (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標
- (2) 教育の実施体制等に関する目標
- (3) 学生への支援に関する目標

本学で養成する人材が、海外若しくは海外と関連がある場面で活躍することを想定し、学習支援、経済的支援、保健支援の体制を強化するとともに、社会との接続を意識したキャリア教育及び就職支援体制を強化する。

- (4) 入学者選抜に関する目標

2 研究に関する目標

- 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

4 その他の目標

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- 2 教育研究組織の見直しに関する目標
- 3 事務等の効率化・合理化に関する目標

III 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- 2 経費の抑制に関する目標
- 3 資産の運用管理の改善に関する目標

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 2 安全管理に関する目標

全学的な危機管理体制に基づき、キャンパス内における安全管理の啓発を行うとともに、海外留学及び教職員の出張先での危機管理についてもマネジメント体制を整える。

3 法令遵守等に関する目標

I –3. 国立大学法人東京外国語大学中期計画 平成28年度～33年度(抜粋:保健管理関連事項)

平成 28 年 3 月 1 日文部科学大臣認可

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生の心身両面の問題等に対応するため、指導教員と学生相談室及び保健管理センターが連携し、支援を必要とする学生の情報共有体制を整え、適切な支援を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

4 その他の目標を達成するための措置

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

国内外における学生及び教職員の安全管理・衛生管理・保健管理、就学・就労環境管理を推進するため、外部のノウハウを導入し、管理体制を強化する。とりわけ海外留学については、『海外旅行・留学 危機管理ハンドブック』を活用した学生指導を継続して行い、学生の海外における安全管理意識をさらに高める。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

VI 予算

VII 短期借入金の限度額

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

IX 剰余金の使途

X その他

- 1 施設・設備に関する計画
- 2 人事に関する計画
- 3 中期目標期間を超える債務負担
- 4 積立金の使途

I – 4. 令和2年度 国立大学法人東京外国語大学年度計画（抜粋：保健管理関連事項）

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生の心身両面の問題等に対応するため、指導教員と学生相談室及び保健管理センターが連携し、支援を必要とする学生の情報共有体制を整え、適切な支援を行う。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

国内外における学生及び教職員の安全管理・衛生管理・保健管理、就学・就労環境管理を推進するため、外部のノウハウを導入し、管理体制を強化する。とりわけ海外留学については、『海外旅行・留学 危機管理ハンドブック』を活用した学生指導を継続して行

い、学生の海外における安全管理意識をさらに高める。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

VI 予算

VII 短期借入金の限度額

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

IX 剰余金の使途

X その他

1 施設・設備に関する計画

2 人事に関する計画

II. 管理運營

II-1. 国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程

昭和 47 年 7 月 4 日制定

改正昭和 53 年 2 月 1 日

平成 12 年 4 月 1 日

平成 16 年 4 月 1 日

平成 19 年 3 月 23 日

平成 21 年 9 月 15 日

平成 25 年 7 月 23 日

平成 27 年 3 月 24 日

規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則(以下「学則」という。)第7条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター(以下「センター」という。)の管理運営に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、厚生のための全学共通施設として、本学の保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び職員の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、必要に応じて関係部局の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 保健管理に関する専門的な調査研究
- (2) 保健管理の実施に関する企画立案
- (3) 定期及び臨時の健康診断等による健康評価並びに事後の保健指導と措置
- (4) 心身両面の保健に関する健康相談及び応急処置と短期的投薬
- (5) 学内の環境衛生及び伝染病の予防に関する指導援助
- (6) 保健に関する知識の普及
- (7) 国立大学法人東京外国語大学安全管理規程第9条第1項に定める産業医が、同条第3項に定める産業医の職務を遂行する際の、産業医に対する協力と支援
- (8) 広義の健康保持増進に関する専門的な調査研究と業務

(組織)

第4条 センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 教授
- (3) 准教授又は講師
- (4) 看護師又は保健師
- (5) 事務職員その他必要な職員

(所長)

第5条 センターの所長は、本学の教授をもって充てる。

2 所長は、センターを代表し、センターの管理及び運営を掌理する。

3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、所長の任期の末日は、当該 所長を指名した学長の任期の末日とする。

4 所長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 削除

第7条 削除

(保健管理センター運営委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、保健管理センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。

- (1) 学内保健管理に関する重要事項
- (2) 所長候補者及び教員の人事に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

(委員会の組織及び委員の任期)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) センターに属する教員
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 大学院国際日本学研究院長
- (6) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (7) 事務局長
- (8) その他学長が必要と認める者

2 前項第8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の任期の末日は、当該委員を指名する学長の任期の末日とする。

3 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の運営)

第10条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

4 第8条第2項第2号に規定する事項については、事務局長を除き審議する。

5 第8条第2項第2号及び第4号に規定する事項については、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(小委員会)

第12条 委員会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、第9条第1項に規定する委員その他の教職員のうちから、委員会が定める者

をもって組織する。

3 小委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第13条 委員会に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、別に定める。

附則

この規程は、昭和47年7月4日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和53年2月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、改正前の規程第8条第1項第4号及び第5号の規定により選出された委員の任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、平成12年4月30日までの任期を平成12年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年9月15日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成25年7月23日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

II-2. 東京外国語大学保健管理センター教員選考に関する小委員会要項

平成26年4月1日

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター規程(昭和47年7月4日制定。以下「規程」という。)第12条第3項に基づき、国立大学法人東京外国語大学保健管理センター(以下「保健管理センター」という。)の教員選考に関する小委員会について必要な事項を定める。

第2条 保健管理センターの教員を選考するために、規程第12条第1項に基づき、教員選考に関する小委員会(以下「小委員会」という。)を置く。

第3条 小委員会は、保健管理センター教員の公募要項の原案を作成し、応募者の選考を行う。

2 小委員会委員長は、前項の公募要項の原案を保健管理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に提出する。なお、保健管理センター所長は、運営委員会で承認された公募要項について、学長の了解を得るものとする。

3 小委員会は、公募要項に基づき募集を行い、応募状況を運営委員会に報告しなければならない。

4 小委員会は、応募者について、教員としての適格性を審査し、採用候補者として適任者1名を選考し、小委員会委員長は、選考経緯及び選考結果を選考報告書として文書により運営委員会に提出しなければならない。なお、採用候補者として適任者がいない場合も同様とする。

第4条 小委員会は、5名の委員をもって組織するものとする。

2 小委員会に委員長を置き、運営委員会の推薦に基づき保健管理センター所長が指名する。

3 小委員会委員長は小委員会を招集し、その議長となる。小委員会委員長に事故ある時は、あらかじめ小委員会委員長の指名する小委員会委員がその職務を代行する。

4 運営委員会が必要と認めるときは、小委員会に小委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第5条 小委員会は、小委員会委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した小委員会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 この要項に定めるもののほか、保健管理センターの教員選考に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、保健管理センター所長が定める。

附則

この要項は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

II-3. 個人情報の取り扱いに関する保健管理センターガイドライン

2005年06月08日

保健管理センター所長
保健管理センター運営委員会

保健管理センターが学生・職員等、保健管理センター利用者の個人情報を取り扱う際は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第59号)、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」(平成15年政令第549号)、又は別に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

1. 個人情報に関する利用目的の特定

保健管理センターは、取り扱う個人情報の利用目的を特定し、『保健管理センターにおける個人情報の利用目的について』として、これを公示する。

2. 個人情報の収集

保健管理センターは、健康診断、診療、カウンセリング、文部科学省共済組合事業としての総合的な健康診査(人間ドック)等、各種の活動を通じて個人情報を収集するが、その際、利用目的につき本人の同意を得るものとする。但し、以下の①～④においては、例外的にこれが必要としない。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- ② 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- ③ 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

3. 個人情報の利用及び第三者への提供

保健管理センターは、あらかじめ本人の同意を得た場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報の利用、又は第三者への提供を行わない。但し、以下の①～④を例外とする。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護の為に必要な場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4. 個人情報に関する秘密の保持

保健管理センターの全ての職員は、個人情報に関して適正に秘密を保持する。

5. 個人情報の管理

保健管理センター所長は、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止等、個人情報の安全管理の為に、人的・組織的・技術的な安全管理措置を厳重に講ずる。

II-4. 保健管理センターにおける個人情報の利用目的について

2005年06月08日

保健管理センター所長

保健管理センター運営委員会

2005年4月1日、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行されました。これまでも保健管理センターにおいては、医療職にとどまらず、全ての健康に関わる情報取扱者には守秘義務があることに留意し、個人情報の適切な取り扱いに関して万全の体制をとつきました。

加えてこの法律の施行を受け、保健管理センターが健康診断、診療、カウンセリング、文部科学省共済組合事業としての総合的な健康診査(人間ドック)等、各種の活動を通じて収集し管理する個人情報の利用目的を、以下の通り特定することにします。

1. 学生を対象とした保健管理
2. 保健管理センターに所属する医師が産業医に選任されている場合には、職員を対象とした産業衛生管理
3. 外部医療機関との医療連携(医療を目的とした医療機関への紹介・医療機関からの医療を目的とした照会に対する回答)
4. 健康診断書および健康診断証明書の発行
5. 医療、保健指導、カウンセリングの提供
6. 医療、保健指導、カウンセリングの提供を目的とした家族への病状説明
7. 法令(学校保健法、労働安全衛生法、結核予防法、感染症予防法等)によって義務づけられている届け出行為
8. その他
 - ・ 保健管理および産業衛生管理に関する資料作成、医学研究、心理学研究
 - ・ 学生・職員以外の保健管理センター利用者に対する応急的医療の提供

[付記]

1. 上記事項につき、同意できない場合や疑問点がある場合には、職員に申し出てください。
申し出がない場合には、同意が得られたものとします。
2. 上記事項以外の目的で利用する場合には、別途、個別の了解を取得します。

III. 各種健康診斷等事業

III-1. 各種健康診断の日程・内容・対象

健康診断種目	実施日程	健康評価項目	対象者
入学時健康診断	4月2日 延期	身体計測・視力・聴力・血压・尿定性・ 胸部X-P(直接撮影)	新学部生・新大学院生 新編入学部生・研究生 留学生日本語教育C学生
春季定期健康診断	4月7・8日 延期	身体計測・視力・聴力・血压・尿定性・ 胸部X-P(直接撮影)	学部生・大学院生・研究生
入学時健診 春季健診 再検査	4月15日 延期	尿定性	有所見者
入学時健診 春季健診 個別指導	4月15日 以降 延期	生活指導・学外医療施設受診指導	確定有所見者
飲酒耐性検査	5月18日 ～22日 中止	アルコールパッチテスト	希望者
職員健康診断	6月2・3日 延期 12月8・9日	身体計測・視力・血压・尿定性・ 胸部X-P(直接撮影)・内科診察・心電図・ 血液生化学・末梢血液算定・聴力測定	職員
職員健診 個別指導	7月上旬 延期 1月中旬	生活指導・学外医療施設受診指導	有所見者
人間ドック受診者 個別指導	隨時	生活指導・学外医療施設受診指導	受診した職員のうち希望者
留学生健康診断	10月7日	身体計測・視力・聴力・血压・尿定性・ 胸部X-P(直接撮影)	外国人留学生
秋季健康診断 入学時健康診断	10月 6・7・12日 8・9日	身体計測・視力・聴力・血压・尿定性・ 胸部X-P(直接撮影)	学部生・大学院生・研究生 新学部生・新大学院生 新編入学部生・研究生 留学生日本語教育C学生
留学生健診 秋季健診 入学時健診 再検査	10月19日	尿定性	有所見者
留学生健診 秋季健診 入学時健診 個別指導	11月中旬	生活指導・学外医療施設受診指導	確定所見者
飲酒耐性検査	11月9日 ～13日 中止	アルコールパッチテスト	希望者
留学生健康診断 追加	12月8日	身体計測・視力・聴力・血压・尿定性・ 胸部X-P(直接撮影)	外国人留学生

留学生健康診断 再検査	12月15日	尿定性	外国人留学生
留学生健康診断 個人指導	1月中旬	生活指導・学外医療施設受診指導	確定所見者

III-2. 春季定期健康診断・入学時健康診断・秋季定期健康診断 (合算)

(令和2年春季・入学時健康診断は10月及び12月に実施)

対象	令和2年度			(令和1年度;参考)		
	対象者数	受診者 数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
学部1年	男子	257	179	69.6%	296	286
	女子	517	403	77.9%	516	509
	小計	774	582	75.2%	812	795
学部2年	男子	322	93	28.9%	303	122
	女子	554	246	44.4%	572	342
	小計	876	339	38.7%	875	464
学部3年	男子	302	85	28.1%	290	93
	女子	624	277	44.4%	607	351
	小計	926	362	39.1%	897	444
学部4年	男子	441	108	24.4%	453	171
	女子	796	291	36.6%	844	450
	小計	1,237	399	32.3%	1,297	621
学部合計	男子	1,322	465	35.2%	1,342	672
	女子	2,491	1,217	48.9%	2,539	1,652
	合計	3,813	1,682	44.1%	3,881	2,324
大学院合計	男子	207	63	30.4%	193	69
	女子	339	114	33.6%	343	179
	合計	546	177	32.4%	536	248
留学生日本語 教育センター (学部進学)	男子	29	29	100%	30	30
	女子	31	31	100%	27	27
	合計	60	60	100%	57	57
留学生日本語 教育センター (研究留学生等)	男子	15	13	86.7%	7	7
	女子	6	4	66.7%	19	19
	小計	21	17	81.0%	26	26
総 計	男子	1,573	570	36.2%	1,572	778
	女子	2,867	1,366	47.6%	2,928	1,877
	合計	4,440	1,936	43.6%	4,500	2,655

III-3. 春季新入学生の健康診断受診状況(III-2表の一部抜粋)

(令和2年春季・入学時健康診断は10月及び12月に実施)

対象	令和2年度			(令和1年度;参考)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
学部新1年	男子	252	179	71.0%	291	285
	女子	517	403	77.9%	506	505
	小計	769	582	75.7%	797	790
大学院新1年	男子	53	19	35.8%	58	39
	女子	94	48	51.1%	119	98
	小計	147	67	45.6%	177	137
留学生日本語 教育センター (学部進学)	男子	29	29	100.0%	30	30
	女子	31	31	100.0%	27	27
	小計	60	60	100.0%	57	57
留学生日本語 教育センター (研究留学生等)	男子	15	13	86.7%	7	7
	女子	6	4	66.7%	19	19
	小計	21	17	81.0%	26	26
総 計	男子	349	240	68.8%	386	361
	女子	648	486	75.0%	671	649
	小計	997	726	72.8%	1,057	1,010

III-4. 外国人留学生健康診断(令和2年春季・入学時健康診断は10月及び12月に実施)

対象	令和2年度			(令和1年度;参考)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
学部・大学院 留学生	男子	239	21	8.8%	328	85
	女子	457	36	7.9%	657	185
	小計	696	57	8.2%	985	270
留学生日本語 教育センター (学部進学)	男子	29	29	100.0%	30	30
	女子	31	31	100.0%	26	26
	小計	60	60	100.0%	56	56
留学生日本語 教育センター (研究留学生等)	男子	15	13	86.7 %	0	0
	女子	6	4	66.7%	2	2
	小計	21	17	81.0%	2	2
総 計	男子	283	64	22.6%	358	115
	女子	494	70	14.1%	685	231
	小計	777	134	17.2%	1,043	328

III-5. 職員健康診断・人間ドック

対象		令和2年度				(令和1年度;参考)			
		対象者数	受診者数		受診率	対象者数	受診者数		受診率
			職員健診	人間ドック			職員健診	人間ドック	
教員	男	154	87	34	78.6%	164	99	43	86.6%
	女	112	78	21	88.4%	113	73	28	89.4%
	小計	266	165	55	82.7%	277	172	71	87.7%
事務員	男	80	58	16	92.5%	80	59	15	92.5%
	女	111	95	13	97.3%	114	98	13	97.4%
	小計	191	153	29	95.3%	194	157	28	95.4%
総計	男	234	145	50	83.3%	244	158	58	88.5%
	女	223	173	34	92.8%	227	171	41	93.4%
	計	457	318	84	88.0%	471	329	99	90.9%

III-6. 健康診断証明書発行

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	78	29	29	52	29	44	40	244	143	67	132	203	1,090
(令和1年度)	45	870	275	202	129	105	92	58	63	47	92	165	2,143

IV. プライマリケア

IV-1. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(学生利用者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
上気道炎								1					1
気管支喘息	2										2		4
他呼吸器疾患		1	1				2		1				5
胃炎・腸炎		1	1				3						5
便秘													0
口内炎等													0
虫垂炎													0
他消化器疾患	1		1	1					1	2	1	1	8
高血圧症							3	9	6	1	1		20
不整脈		1					2	1					4
冠動脈疾患													0
他循環器疾患							4	2	1	1			8
頭痛	1	2	1			2	1			1			8
脳貧血													0
神経痛													0
脳血管障害													0
他神経疾患													0
花粉症													0
薬剤アレルギー													0
他アレルギー疾患								3					3
尿路結石													0
膀胱炎													0
腎炎							1						1
他腎尿路疾患					1	1	3	8	1	2		1	17
糖尿病							4		1		1		6
高脂血症													0
痛風等													0
他代謝疾患							1		1				2
貧血													0
他血液疾患													0
創傷		1					2	2	1		1	1	8
熱傷													0
他外科疾患												1	1
捻挫・打撲								3					3

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
関節痛等	1										2	3	
骨折・脱臼								1					1
他整外疾患	1			1			1	1			1	5	
湿疹・皮膚炎												0	
白癬菌症												0	
蕁麻疹												0	
帯状疱疹												0	
他皮膚科疾患					1		1		2	3			7
めまい・耳鳴												0	
中・外耳炎												0	
鼻出血												0	
他耳鼻喉科疾患						1			1	1	2	5	
眼精疲労												0	
結膜炎												0	
麦粒腫												0	
眼内異物												0	
他眼科疾患							1	1	1		1	4	
生理痛					1			1				2	
生理不順			1				1					2	
妊娠他												0	
他婦人科疾患							2			1		3	
不眠		1		1							1	3	
摂食障害												0	
神経症												0	
他精神疾患	5		5	11	13	7	5	1	6	3	1	12	69
歯痛・歯障害												0	
他歯口腔疾患										1		1	
身体保健相談	10	25	20	11	14	22	66	77	23	57	12	24	361
内科精神相談	15	20	18	17	20	19	13	14	29	9	17	20	211
病診連携対応	3	1	7	7	9	4	42	27	21	15	4	15	155
休養室使用	1		1			2	4	1	1			2	12
処置・測定等			1			1		3	1		1	1	8
総 計	40	52	58	48	60	59	162	153	101	97	40	86	956

参考;令和1年度

総 計	361	294	224	163	48	72	241	299	188	120	62	48	2120
-----	-----	-----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	----	----	------

IV-2. プライマリケア・内科・応急措置・保健指導(職員利用者数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
上気道炎					1				3	1			5
気管支喘息					1								1
他呼吸器疾患					1				1			1	3
胃炎・腸炎			2		1					1	1	1	6
便秘													0
口内炎等													0
虫垂炎													0
他消化器疾患							6	2	1		2	3	14
高血圧症			1			1			1	1		1	5
不整脈					1							1	2
冠動脈疾患													0
他循環器疾患										1	1		2
頭痛					1								1
脳貧血													0
神経痛													0
脳血管障害				1	2								3
他神経疾患		2		1									3
花粉症													0
薬剤アレルギー													0
他アレルギー疾患		1			1								2
尿路結石													0
膀胱炎				1									1
腎炎													0
他腎尿路疾患												1	1
糖尿病		1								1	4	1	7
高脂血症		1		1						2	1	1	6
痛風等		1									1	1	3
他代謝疾患									1		1		2
貧血													0
他血液疾患										1			1
創傷			2	2		1	1		5		1	1	13
熱傷													0
他外科疾患				1	1						1		3
捻挫・打撲			1										1

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
関節痛等	1									1		1	3
骨折・脱臼													0
他整外疾患		2				2				1	1	2	1
湿疹・皮膚炎						1							1
白癬菌症													0
蕁麻疹													0
帯状疱疹													0
他皮膚科疾患		1		2	1		1			1			6
めまい・耳鳴													0
中・外耳炎													0
鼻出血													0
他耳鼻科疾患													0
眼精疲労													0
結膜炎													0
麦粒腫													0
眼内異物													0
他眼科疾患			1		1					1	1		4
生理痛													0
生理不順													0
妊娠他													0
他婦人科疾患													0
不眠													0
摂食障害													0
神経症													0
他精神疾患	10	4	25	14	11	12	16	10	10	11	11	7	141
歯痛・歯障害													0
他歯口腔疾患													0
身体保健相談	3	6	6	11	4	6	12	6	17	23	16	16	126
内科精神相談	8	19	6	5	3	4	2	4	8	2	1	3	65
病診連携対応	1	2	3	4	3	2	3	1	13	8	16	6	62
休養室使用	2	4	13	20	4					1			44
処置・測定等			3	4		2	2		1		1	1	14
総 計	25	44	63	67	38	30	43	23	64	55	60	48	560

参考;令和1年度

総 計	38	45	58	83	46	58	61	72	89	66	67	65	748
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

IV-3. 精神神経科

【精神神経科診療利用者数】 学生数 ()内は職員数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	0(0)	1(0)	2(0)	4(0)	3(0)	1(0)	2(0)	3(0)	5(0)	2(0)	6(0)	1(0)	30(0)

【精神神経科診療利用者数(令和1度;参考)】学生数 ()内は職員数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	8(0)	10(0)	14(0)	12(0)	10(0)	4(0)	5(0)	8(0)	7(0)	5(0)	7(0)	2(0)	92(0)

【コミュニケーションサポート利用者数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	0	5	5	4	3	4	5	6	6	5	5	6	54

【コミュニケーションサポート利用者数(令和1年度;参考)】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	5	6	9	10	7	8	7	9	8	0	6	5	80

V. 各種教育啓蒙事業

V-1. 各種教育啓蒙事業の日程・目的・内容・対象

事業種目	実施日程	タイトル・目的・内容	対象者
アルコールパッチテスト(1)	5月18日～22日 中止	エタノール耐性を個別に判定し、 適正な飲酒行動修得を支援	全学生/全職員
アルコールパッチテスト(2)	11月9日～13日 中止	エタノール耐性を個別に判定し、 適正な飲酒行動修得を支援	全学生/全職員
ホームページ	稼働	保健管理センター活動に関する各種案内と 広報;自己学習資料の提供	全学生/全職員
メール相談	稼働	面談カウンセリングへの導入を目的とした メールによる心理相談	全学生/全職員
ほけせん便り	12回発行	保健管理センター活動に関する各種案内・広報と 自己学習資料の提供	全学生/全職員

V-2. アルコール(エタノール)パッチテスト(中止)

	令和2年度		(令和1年度:参考)	
	第1回	第2回	第1回	第2回
学生参加者数			25	120
職員参加者数			2	3
合計参加者数				150

V-3. 保健管理センターホームページ・メール相談概要

【<http://www.tufs.ac.jp/common/is/hoken/right.html>】

第1層	第2層	第3層
保健管理センターは どんなところ？	保健管理センター概要	記 事
	中・長期的運営方針	記 事
	保健管理センタースタッフ紹介	記 事
	施設・設備紹介	記 事
	保健管理センター研究者要覧	記 事
保健管理センターを 利用するには	利用日・利用時間案内	記 事
	投薬に関する基本ポリシー	記 事
	健康診断証明書の発行案内	記 事
保健管理センターの 年間行事に参加しよう	入学時健康診断	記 事
	春季定期健康診断	記 事
	秋季健康診断	記 事
	留学生健康診断	記 事
	職員健康診断	記 事
	アルコールパッチテスト	記 事
メール相談	メール相談とは？	記 事
	メール相談利用にあたっての注意事項	記 事
	メール相談の申し込み	メール機能
個人情報の取扱について	個人情報の取り扱いに関する保健管理センターガイドライン	記 事
	保健管理センターにおける個人情報の利用目的について	記 事
新着情報	ほけせん便り新規発行分	記 事
保健情報 up to date	ほけせん便り抜粋等	記 事

V-4. メール相談利用実績(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	31	32	21	12	9	18	37	11	7	4	14	21	217
(令和1年度)	13	7	1	6	5	3	11	13	3	2	5	3	72

V-5. 「ほけせん便り」発行概要

第 205 号	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について_更新版_2020年4月14日
	Novel Coronavirus Disease (COVID-19) Outbreak measures for protection and response for infection Updated on April 14, 2020.
第 206 号	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について_更新版_2020年5月14日
	Novel Coronavirus Disease (COVID-19) outbreak Measures for protection and response for infection Updated on May 14, 2020.
第 207 号	新型コロナ感染症対策とこころのケア
	COVID-19 measures and mental care
第 208 号	新型コロナウイルス感染症の第二波に向けたこれからの行動
	Future actions toward the second wave of COVID-19 Outbreak
第 209 号	「新しい生活様式」下での熱中症予防
	Prevention of heat stroke under new lifestyle
第 210 号	令和2年度【4月入学生限定】入学時健康診断のお知らせ
第 211 号	令和2年度 秋季定期健康診断のお知らせ
第 212 号	秋学期からの授業に向けて自らが対応すべき「新型コロナウイルス感染対策
	TUFS Countermeasures against COVID-19 infection from Fall Quarter
第 213 号	with コロナ時代におけるインフルエンザ感染症への対策
	Countermeasures against seasonal influenza under the "COVID ERA"
第 214 号	with コロナ時代の新しい生活様式での感染対策
	Countermeasures against COVID-19 in 'new normal life-style' in "With Corona" era
第 215 号	令和3年度 入学時健康診断のお知らせ

第 216 号

令和 3 年度 春季定期健康診断のお知らせ